

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針（平成 26 年 5 月 16 日農林水産省・経済産業省・環境省告示第 2 号）の一部改正案の概要

農林水産省食料産業局

1. 趣旨

農山漁村の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成 25 年法律第 81 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項に基づき主務大臣が定めることとされている。また、法附則第 2 条において、法の施行後 5 年以内に法の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするとしている。

今般、法の施行から 5 年経過することから、これまでの法施行状況を市町村へのアンケート結果や関係者の意見を踏まえながら検討し、昨年 10 月の食料・農業・農村政策審議会食料産業部会で報告した結果、情勢の変化も踏まえた対策の充実強化を図る観点から、基本方針の変更を行うものである。

2. 改正の概要

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針（平成 26 年 5 月 16 日農林水産省・経済産業省・環境省告示第 2 号）について、次のように改正する。

(1) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化の意義及び目標に関する事項

① 意義

農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電を当該地域の所得向上に結び付けるには地域の主体が参画し、地域経済循環を高める視点が重要であることを追記する。また、世界の脱炭素社会に向けた動きがある中で、持続可能な社会の実現に向けた貢献として農山漁村等で発電された再生可能エネルギー電気に価値を見いだす動きや、発電所の特色を踏まえた電気の差別化の取組の進展が期待され、電気の差別化や消費者に対する価値の訴求に向けた取組が重要であることを追記する。

自然災害の頻発による大規模停電を踏まえ、非常時に備えた再生可能エネルギーを用いた分散型エネルギーシステムの構築の重要性等を追記する。

② 目標

再生可能エネルギー電気の発電を活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を増加させ、2023 年度において取組地区の再生可能エネルギー電気・熱に係る収入等の経済的な規模を 600 億円とすることを目指す新目標を設定する。

(2) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進のための施策に関する基本的事項

① 国による施策の総合的な推進

(1) 市町村による基本計画の作成の促進

モデル事例のノウハウの共有化及び他地域への展開を進めることを追記する。

(2) 再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取組

新たなエネルギー基本計画（平成 30 年 7 月 3 日閣議決定）を踏まえ、固定価格買取制度からの自立化、円滑な大量導入に向けた取組、系統制約の克服と調整力の確保、既存系統の最大限の活用やネットワークコスト改革等による系統増強への対応、農山漁村等の地域に合わせたエネルギーマネジメントシステム（EMS）を含めた地産地消エネルギーシステムの普及や地域の活性化に資する再生可能エネルギーの導入を推進することを記載する。

(3) 木質バイオマス発電や営農型太陽光発電等の農山漁村固有の資源を活用した再生可能エネルギーの導入の推進

バイオマス発電について熱電併給の重要性や集落を対象とした木質バイオマス利用を行う地域内エコシステムの構築等について追記する。また、農地の有効活用及び農業者の所得向上に資する営農型太陽光発電を促進するため、望ましい方向性や促進策等を追記する。

(4) 再生可能エネルギーの地産地消

再生可能エネルギーの地産地消について、エネルギー基本計画に示された 2050 年を見据えた長期的な対応を通じた地域の脱炭素化や地域循環共生圏の形成に寄与し、自然災害等による大規模停電時に地域のエネルギー供給源を多層化・多様化するものとして重要であることを記載する。また、地域の主体が協力した取組により地域経済循環が生まれ地域活性化につながることを期待されることを追記する。

再生可能エネルギーの地産地消による取組を消費者や取引先が認識し選択できるよう、ロゴマークの作成や商品、企業、産地等の情報発信等について検討すること、スマート農業に利用されるエネルギーを地域の再生可能エネルギーで賄うことで地産地消を拡大することを追記する。

(5) 未利用地等の有効活用

再生利用が困難な荒廃した農地について、地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を行い有効活用するため、市町村が基本計画の設備整備区域に含めることを推進することを追記する。

(6) 被災市町村の復興に資する取組の実施

福島新エネ社会構想（平成 28 年 9 月 7 日福島新エネ社会構想実現会議決定）について追記する。

(3) 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて行う農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保その他の農林漁業の健全な発展に資する取組の促進に関する基本的事項

① 基本的な考え方

基本計画において農林漁業の健全な発展に資する取組を定めるに当たっては、当該市町村や地域の農林漁業の発展に真に必要なものとするべきことを記載する。

② 農林漁業の健全な発展に資する取組の具体例

農林漁業関連設備の整備、農林漁業者の農林漁業経営の改善の促進及び農林漁業者の確保の推進について取組の具体例を追記する。

③ その他

農林漁業の健全な発展に資する取組の他、これ以外の望ましい取組として、バイオマス発電の際に生じた熱の有効利用についても定めて差し支えない旨を追記する。

(4) その他の基本計画の作成に関する基本的事項

① 基本計画の作成に関する留意事項

(1) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する目標及びその達成状況についての評価

市町村の目標として、集落の維持・発展（特に売電収益の一部を活用して集落の維持管理を行う場合）に関する指標などを設定することが望ましい旨を追記する。

(2) 農林地所有権移転等促進事業

当該事業の周知に努めることを追記する。

② 基本計画と他の計画等との調和又は整合性の確保に関する留意事項

他の計画等との調和や整合性の確保の観点から、基本計画の条例化が推奨されることを追記する。

③ 協議会の運営に関する留意事項

協議会の主な協議事項として、再生可能エネルギーの活用方法の例及び再生可能エネルギー発電事業への農林漁業者等の参加の例を追記する。

④ 防災対策及び災害発生時の対応

近年の自然災害の多発を受け、発電設備の防災対策や災害発生時の対応を追記する。

⑤ 2以上の市町村の区域にわたって再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする場合における基本計画の作成等に関する留意事項

複数の市町村が統一の協議会を組織する場合に限り、その協議会の区域の市町村の合同による基本計画が作成できることとする。

(5) 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項

① 環境影響評価との関係

地方公共団体が条例で定める環境影響評価の運用について、環境影響が小さいと想定される地域に立地するものとして、例えば協議会において十分に地域の合意形成を図ったと判断できるものについては、審査の迅速化を図ることが望ましい旨を追記する。

3. スケジュール（予定）

平成31年5月 公布日施行